

【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会④

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月1日（日）17：00～19：00

場所：いわき市文化センター

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

質疑応答

参加者：いくつか質問、それから怒りなどなどお話をしたいと思います。

中間貯蔵施設について何回か説明を聞かせて今までいただきましたけれども、自分なりの結論から言うと、これは白紙に戻してください、ね。27年1月からの、そんな国の机上の空論では無理です。なんでそういうこと言うかっていうと、その候補地を決めるプロセス、ここに住民が何も関わってないですよ？ 勝手に国で決めて、調査候補地はここで自治体に押しつけて、受け入れるかどうか判断しなさいと。最終処分場になるかならないかの法制化についても、受け入れなければ法制化はしないって、最初、これを人質みたいに取ってきましたよね。押しつけじゃないですか。ね、町長さん。そうでしたよね。

特に双葉町については、もう役場のすぐ近くまでが候補地になってるという状況で、まだ住民票をね、少し置くって話でした。総務省とね、石原のばかに相談をして。だけでも、新聞報道によるとそれも数年だと。期限が切られてる。そしたらもう、どんどん住民の人は住民票をよそに持ってっちゃいますよ。

双葉町なんかちっちゃな町ですから、市街地もあれしかないと。ね。誰もいなくなりですよ。町として存続なんて無理です。ね、町長さん、そう思いませんか？ 町長さん一番よく分かってらっしゃると思いますけど。そういうプロセスをなぜ踏まないのかと。

先日、NHKのテレビでもやってましたよね。いわゆるその指定廃棄物です。8,000ベクレル以下の指定廃棄物の処分は、都道府県独自で最終処分場を決めるということに関してレポートがNHKにありました。栃木、茨城、宮城、どこも反対じゃないですか。宮城県の一部のね、住民の方の様子がテレビで放映されてましたけど「なぜ宮城県が引き受けなきゃなんないんだ」と「出たところに返せ」と「福島県には住めなくなったところがあるじゃないか、そういう所に持ってけばいいんだ」こういう意見とかね。

そういうこと言わしてるんですよ、あんたたちは。どうせ帰れないんだから、どうせ汚れてるんだから、とかね。ひとつ汚すのもふたつ汚すのも一緒だべって。こういう考え方はですね。宮城県は、皆さんが反対をして結局候補地の選定、もう1回首長さんたちを交えてプロセスをあらためて仕切り直した、いうことでやったじゃないですか。

ところがこれはどうでしょう。ね。もう始めに建設ありき。受け入れなければこうするのと脅しをかけたと思えば、自由度の高い交付金をね、交付しますよ、これでどうですかって今度はあめ。あめとむち。住民をばかにするのも程があります。

なぜ恩恵を受けてきた東京が、何も知らないでオリンピックに浮かれて、私たちがその思いまで受けなきゃなんないんですか。東京に造ればいいでしょう。東京湾とか埋め立て。そういうことなぜできないんですか。すべてを福島で受け入れるなんて無理ですよ、そんなの。そう思いませんか？ あなた方だってそこに住んでないでしょ。恩恵を受けたところに住んでる方がほとんどじゃないんですか。

県だってそうですよ、県職員。中通り会津なんかみんな「浜に持って行けばいいんだ」なんて言ってますよ。あっちの人間は。「浜で出たものを、なんで会津でやんなきゃなんないんだ」。ね。「福島、郡山でやんなきゃなんないんだ」。言ってますよ、陰で。

もう福島県はばらばらですから、みつつとも。考え方ばらばらです。いまさら人の絆でどうのこうのなんて、そんな問題じゃないんです。だから白紙に戻してもいい。もう1回候補地を決めるプロセスからやり直さなかったら、住民の合意なんつうのは得られません。私は基本的には土地は売りません。反対です。そういうところは行政代執行でもなんでもやって、強制的に立ち退きをさせるんでしょうけども。

それから、くせ者なのが有識者会議。なんですかそれ。その有識者会議は誰なんですか。福島に住んでもいないような人、まあごく一部にはいるでしょうけども、大学の教授だなんだって、そんな偉い肩書の付いた人たちがしゃべってね、地元の実態も分かんない。そこにすら住民が入らないじゃないですか。そんなに有識者の考えてることが偉いんですか。正しいんですか。一番知ってるのはわれわれ住民なんですよ。

その有識者会議、なんとかなんないんですかね。県もそうでしょ。中間貯蔵に関する有識者会議でこう決まりました、と新聞でよく出てきますけど、その有識者が偉いの？ そんなに。どうなんですか。なぜ住民がそこに入れないんですかって。すべてをシャットアウトしてるでしょ。ほんで、お願いするときばかりこんなにがん首そろえてね、お願いしますなんてふざけんなって。

はい。それから 30 年後、福島県外でね、法制化する閣議決定なっただってお話でしたけど、法律って改正されるものですよ。あなた方 30 年後生きてます？ 後ろの若い方は生きてらっしゃるでしょうけど。

だって原発ができて 40 年たってますよ。原発できて 40 年たっているのに、いまだに放射性廃棄物の処分方法なんか決まってないじゃないですか。昭和 40 年代から始まっている。それがこれから 30 年先、技術の革新が見込まれるなんて、そんなあやふやなことで、30 年後に福島県外に持ってきますなんて、どこが受け入れるんですか？

結局は持っていくところがなくて、ここに置きましようってなるに決まっているんですよ。そのとき、30 年後、必ず法律の改正しないで施行しますなんて保証はどこにもありません。そうでしょう？ 誰が保証するんですか。あなた方の 1 人 1 人の誰かが保証するんですか？ 答えてみる。

だって指定廃棄物だってよ、さっき言った栃木、茨城、宮城。この指定廃棄物、千葉だってそうですよね。柏の手賀沼で大騒ぎしました。ああいう指定廃棄物だって、持ってくところなければ結局ここに来るんじゃないですか。違うんですか。福島県内のものしか受け入れませんって今は言ってますよ、今はね、今は。

しかし時間は流れます。人も変わります。そしたら考え方も変わるんです、30 年もたったら。誰が保証するんですか。国は責任持ってやります、その国が一番信用できないんですよ。一番信用できない国がね、やりますなんて言うの誰が信用すんの。そうでしょう。憲法改正しようという国ですよ、次元は違うけどね。そんな国なんか信用できるわけ、今までの原子力政策そのものが、国が間違ってるでしょう。それをいまさら信用してくださいね、これだけの金出します、地域振興策やります。ね。住民票、置くようにしますとか、さもなんか自分たちはたいしたことをやったようなつもりで言ってますよ。手柄のようにね。全然住民の意向なんて聞いてませんから。分かりますか。

一生懸命メモしてる人、それいつ回答すんの。メモしただけでは回答にならない。メモしただけでは先に進まないんですよ。住民の意見を聞く場だって言いましたよね。おっしゃいましたよね。意見を聞いたそのあとどうするんですか。どうするんですか、聞いて。

環境省：持って帰ります。

参加者：持って帰るのね。持って帰っただけですよ。あとはなんにもなしのつづて。あとは行政に同じようなことを、説明を繰り返すだけ。そんなことはもう飽き飽きですよ。だからもう1回白紙に戻してください。住民を交えて話さなきゃ駄目。

皆さん怒ってますよ。明確な答えをお願いします。できないのはやめてください。報道もいるんですよ、今日。プレスも入ってるわけですから、しっかりしてくれんしゃい、テレビ局もそうだよ。新聞もテレビもきちんと報道しなきゃ駄目ですよ、不公平な報道は。報道も良くない。ね。

だからあんな『美味しんぼ』みたいな漫画が出るんですよ。ふざけんなって。まあ、あなたたちが一番ふざけてんだけどね。明確にお答えください。

環境省：いろいろ多岐に渡るご意見、どうもありがとうございます。本当に、以前調査の説明会のときもかなりご質問いただきまして、そのときも私、お答えしたの覚えております。例えば県外ですら最終処分場が決まらないと。その件、例えば今おっしゃった栃木ですか。ですら栃木県内の最終処分場ですら決まらないと。それなのに、例えば中間貯蔵施設のそのあとがどう、いつ決まるのかと。本当に現実的で厳しいご質問です。

もうひとつ、その県外のもの、じゃあこっちに来るんじゃないかというようなことも。例えば栃木で決まらなければ栃木の指定廃棄物、指定廃棄物はこちらに来るんじゃないかというお話もいただきました。それともうひとつ。じゃあそういうものは、恩恵を持ったところに持って行くべきじゃないかというようなことも、いろいろおっしゃいました。

例えば環境省、その県内もわかり、全国もわかりだというお話だったと思います。地域的にいろんなその問題を抱えながら、いろんな問題があるので、そこをどう解決していくかということのご示唆を、お渡しいただいたと思っております。

それで、1個1個ちょっとあれですけど、県外のはこちらには持って行きません。県内で発生しました除染などに伴う除去土壌を持ってまいります。県外のはもう持ってまいりません。それと、大変申し訳ございませんが、冒頭、私も申しましたが、福島県全体の除染、復興を進めるためには、この施設は私どもはもう、なるべく早く造らせていただいて。

参加者：嫌です。

環境省：造らせていただいて。

参加者：嫌だね。

環境省：それで除染を進めていく必要があると思っております。

参加者：だからもうちょっと考えなさいって言うてるでしょ。

環境省：それで調査もさせていただいて、今回、丁寧にご説明させていただいて、なんとかご理解をいただきたいというようなことで、説明会を開催させていただきました。それともうひとつ。やはり、国が直接、皆さま方にお話できる場でもありますし、また直接意見を、われわれいただける場所でもございます。そういった意味でも、こういう住民説明会を開かせていただきまして、意見を頂戴したいと思っております。

それと30年後、じゃあ法律改正をしたらなんとでもなるんじゃないかと、こういうお話ですよね。大変申し訳ございませんが、法律で私ども決めて、それを守っていくということをご理解いただくしかないと思っております。将来私も30年後、死んでるかもしれないし、とにかく法律で決めさせていただいて、責任を持ってやっていきたいと。

それともうひとつ、有識者会議はなんだと。これはあくまで、有識者会議は技術的に助言をいただく場でありますので、この場所にこういう施設を設置したいというのは、あくまで国のほうで責任を持って決めさせていただきました。

繰り返しになりますが、この件につきましては、中間貯蔵施設、なんとか必要な施設だと思っております。これがないと、福島県全体の除染、あるいはその復興が進まないと思っております。ただし、冒頭申しましたように、このような施設を造らせていただくにあたりまして、長期間に渡って避難されている皆さま方、それと土地をお持ちである皆さま方に対してお願いするのは、本当に心苦しく思っております。

しかし、私どもとしては、なんとかこの施設を造らせていただかないと、県全体の復興あるいは除染ができないと思っております。おっしゃることも、私は十分理解できます。理解できますけれども、なんとかこの施設を造らせていただきたいというのが願っています。そのために、いろんなご意見をお聞きして、私どももいろんなお話をしたいということが、ぜひお願いしたいと思っております。

繰り返しになりますが、なぜ、反対とおっしゃいました、なぜこういう施設がここにつくるのかということですが、いろいろ調査してまいりました、それと色々な条件の下で検討しました結果、なんとかお願いしたいと。繰り返しになりますが、福島県全体の復興のためになんとかお願いしたいということですが、本当に心苦しいお願い

でございますが、なんとかご理解いただききたいと思います。おっしゃることも、私、十分理解できます。

参加者：今、1番目にすごくインパクトのある声が聞けたのは、ある意味自分の方向性としては理想的な言葉かもしれませんが。しかしながら私は、実際除染の現場、第一、第二原発、そして国の除染、それから福島県のいわき市の除染をやってきました。と同時に、土日、自分の金で環境放射能除染学会の第1回福島市、第2回東京都、行って来ました。今年第3回が7月3日からまたあります。

と同時に、自分自身の責任という言葉がすごくふさわしいんですが、似合ってるとは思ってますけども。放射能取扱資格主任者っていう資格を今、そういう背景のもとに、これからお話をさせていただくんですが、基本的に結論としては処理施設、搬入後の処理施設ですね、等については、もうやはりやむを得ないっていう部分があります。ただ、貯蔵ということになると向こう何十年置かなきゃならないわけですよ。処理施設であれば5～6年で東京オリンピック前に終わっちゃうわけですね。

東京オリンピックが、おもてなしという言葉が使われるのであれば、中間貯蔵施設も含めて30年以上、あれ30年も大熊、双葉に集中させるっていうことは、みんな嫌がってる部分が多くて、おもてなしどころか、もう心なしですよ。そういうふうにあります。

総括的に、2012年の国の除染をお手伝いしてるときに、除染仲間、浜通りもいろんな人たちが来てました。あと大阪とか関西とかね。いろんな人来てましたけど、その人たちの間の中で出るわけですよ。今後どうなるんだ。

その言葉が、まったく今2年ちょっとたっても出てる。どういうことか。大熊、双葉に持って行けよ。これは、もう感情的であり短絡的でありマイナス思考だっていうのが、大方の評価なんですよ。ところが政治ってやつは不思議なもので、声高の人とか、経済的な価値観とか効率性、特に効率性だと思いますよね。当時の政権から考えるとね。早くやれ、っていうふうにせっつかれて。一番最後、じゃまな部分は大熊、双葉に持ってけ。これが一番簡単です。

ところが、住んでるわれわれが悲惨な思いをし、苦勞をし、こういう声が3年後皆さんのもとに届けようとしてるときに、実態っていうのがメディアを通じて分かってきてるわけですよ。ええ。で、基本的にはその貯蔵という長期間の部分については、ほかのと言ってもね、僕は責任ある福島っていう言葉を、福島県の人たちにはね、県庁の人たちにはやっていただきたいんですよ。

今までのところね、30年後県外に持って行くとか言ってるけども、それ以前にね、原子力防災訓練、それから被災当時の避難経路を含めたシミュレーションを公表しなかったっていう例もありましたよね。そういうことは、もうわれわれは防災訓練の中でメディア各社、言ってるわけですよ。

言ったら「検討します」で終わってる。今までのところ責任ある福島的一端が、今回の件も含めて見えないんですよ。30年後、法律的にね、県外に持って行くって言ってもね、なかなか不安感が取れない。

で、結局だったら、僕の言うような責任ある福島ってどういうふうに構築していくべきかって言うと、双葉郡の中に、大熊、双葉に搬送し、処理することはもう大賛成です。ただ貯蔵ということについては同じ福島県内の浜通り、双葉郡のエリアの中で、これは震災当初、言われてたんですが、国有林。現実的には川内村、国有林、それから浪江津島国有林ありますよ。そういうところに、貯蔵という形で若干こうシフトさせていく。その部分だけね。長期間ですから。

で、結局最初の5～6年で処理を終わったら、その施設を大熊、双葉から撤去し、貯蔵だけを川内村国有林、それから浪江津島国有林のどちらかでもいいですから置いておく、いうふうな建設的な、法制的な、工程上のプロセスの変更をやっていただければなと思います。

それで、最後に質問なんですけども、まずそういうことを言ってる背景の中の、非常にこう、質問したい疑問点があるんです。1番目、4項目あります。1番目がね、なんで放射線量が高い、僕は大熊町も除染しました。それから川内村の線量の低いところも山に入ってやりました。で、なんで放射線の高い大熊、双葉に施設つくる必要性あのかと。除染とか建設現場っていうのは労働環境が最悪だし、1日4時間ですよ、立ってやっても。トイレも満足に行けないんだから。それで、安全性、効率性が極めて悪いわけですよ。さっき言った心なしの精神です。

2番目、廃炉作業に向けた、東京電力がね、工程が進んでいる現在、なんで、いまだまだ多くの問題が発生してるわけです。なんでその近くに中間貯蔵施設を造るっていうことは、原発周辺を取り巻く環境として特にね、交通アクセスの困難さと問題発生を助長させるだろうと。恥の上塗りってやつです。

3番目、それで、じゃあどうすべきかということで、この2年半ぐらい一生懸命考えましたけども、ネットとか含めてね。そうすると、貯蔵という言葉ではなくて大熊、双葉についてはね。あくまで包括的な仮置き場、の印象受けを良くするような。ただ、言葉の定義っていういろいろあるので。ただ機能としては、包括的な仮置き場でその後の処理等をする

と。で、処理と貯蔵地域とを分離させる。今言ったね。そうすることで、このほうが安全だと。最終処分場のことよりもね、それはもう先の話なんです。われわれは支持できません。ですので、中間貯蔵施設の建設の充実を図っていただきたい。中間貯蔵施設の建設内容の充実ね。

どういうことかって言うと、30年持てばいいとかいう範疇ではなくて、もうピラミッドとは言わないけれども、100年ぐらい大丈夫だよってというようなものを造ることが、責任ある福島であり、国の要するに、おもてなし精神の一環としての、心なしじゃない国の体制だと思っています。

それで、さっき4番目。最後。これ震災当時、双葉町中央から避難のために114号線、288号線が渋滞混乱になったのは知ってると思いますよね。ええ。そちらの方向に放射線が飛んできたわけだから。シミュレーションして分かってるのに、声も掛けなくて、浪江町中心として被曝しちゃってる、現実的にね。そんな極端ではなかったけど、でも、年間1ミリシーベルトを超えるような被ばくがあった事実というのはあるわけですよ。子どもたちでもね。で、いまだそれは痛々しいね、教訓的な記憶ですよ。分かりますよね。どういうことか。浜通り、双葉地方については、114号線、288号線の福島を横断する道が細くて小さいんですよ。

今後、地域振興とか、復興計画とかいうことあったら、今、中間貯蔵施設をつくるにしても、原発のね、廃炉作業をするにしても、万が一のときのリスクコミュニケーション、いわゆる危機的な想定。あるいはクライシスコミュニケーション、これは壊滅的な想定です。これは環境除染学会で外国の人も言ってますからね。日本人もその通りだと思ったけど、いまだそれを実現してる雰囲気がない感じがしたんです。

で、中通りやいわき地方から、双葉のほうに入れるアクセスのスピード感を、これから同時進行でやっていただかないと、ほんな双葉地方の復興なんていうことはないと思いますよ。それゆえ、その間にある川内村、浪江町津島などの中山間地域のね、開発とか改善を図ったものが、効果的に、効果的ですよ、向こう50年、100年、自分たちが死んでるかもしれない。だけど、自分たちの父ちゃん、じいちゃん、ばあちゃんが、そういうことに賛成したってということになれば、これ復興につながってくるわけですね。それは間違いなく。東京オリンピックの5,000億円と比較しても遜色ないということで、そのよっつの項目について回答をお願いします。

環境省：非常に個別、具体的なお質問どうもありがとうございました。質問1個1個お答えさせていただきたいと思います。まず、除去土壌が大量だというお話をしましたが、ま

ず高線量の除去土壌が大量に発生するエリアに近接したところに造るとというのが、非常に合理的ではないかというように考えました。

それとあと、もうひとつ。廃炉作業等の近くで中間貯蔵施設を造るのか、これ交通の問題とも非常に関係あると思いますが、基本的に廃炉作業と中間貯蔵施設の作業とはですね、混乱と言いますか、バッティングと言いますか、そういうのは私、ないと思っております。と言いますのは、ひとつはその土壌の性状というか、土壌の運搬の形態にもよると思っております。

それともうひとつ、30年じゃなくて、もっと100年ぐらいの長期の安全したものを造るべきではないかというように思っております。これにつきましては、施設そのものが30年で壊れるよう、そこもいろいろご意見があるんですが、とにかく既往最大の地震・津波にも耐えるというような構造にしたいと思っておりますので、強固なものをつくりたいと思っております。

あとそれと、施設そのものの単独というよりも、地域全体、地域全体というか県全体、あるいはその浜通り、中通り全体の将来的、50年先、100年先のビジョンを見据えて、施設あるいはその交通計画も作ったらどうだというお話。非常に壮大なお話だと思います。それに伴いましたら例えば、今クライシスコミュニケーションとおっしゃいましたけど、いろんな最大の、例えば災害等で事故が起こったときも勘案して作ったらどうかと。それは、全体の地域計画としてはあると思います。例えばこれについては、復興庁のほうからまたご説明いたしますが、とにかく今いただいたお話、非常に壮大で、私どもも質問に対しましては非常に感銘を受けてなかなか答えられないところもありましたけど、とにかく施設自体は頑丈に造りたいということ。

それと、あと道路につきましても、なるべく現状の道路をうまく使って、土壌は運び込めるのではないかというふうに考えてはおります。おそらく高速道路等々、大きな道路が中心になるかと思っております。じゃあちょっと復興庁のほうから答えます。

復興庁：復興庁でございます。ありがとうございます。今先ほど、特に中通りと浜通りを結ぶ道路のアクセスという問題。それからいわきからも含めてのアクセスということでございます。広域的な、そういう復興に必要な道路でございます。

この辺りについては広域に必要な道路ということで、福島県さんともご相談させていただきながら東西の交通、特に東西の交通は特に今、もともと福島県が弱い部分がございますので、そういうところ含めてどういうふうに復興に向けてどうしていけばいいかという形で、今のいただいたご意見、承知をいたしまして、言われていることも納得できるお話で

もごさいますので、その辺り含めまして、復興のために必要な道路をどういうふうに整備していけばいいのかということ、県と一緒にご相談して考えていきたいというふうに思っています。

参加者：まずひとつ聞きたいのは、あ、みつつほどあります。ひとつは、今、中間貯蔵施設と言ってますけども、過去四十数年というのは、大熊、双葉、富岡というのは不交付団地で、全国的に裕福な町だったと思います。それは原子力事業があったからだと思います。皆さんには怒られるかもしれませんが、今、考えなきゃなんないのは、今から先のことだと思います。それには今、各県内、双葉、大熊、富岡、浪江って、よその町に世話になっております。双葉郡を考えますと、双葉郡内に仮の町っていうのを作ってはいかがかと。これは復興庁に答えていただきます。

それと今、産業廃棄物の運搬法。1日何台ぐらい通りますか。それは計算してると思います。それと、中間貯蔵施設と言ってますけども、今、造る所に、果たして30年後、人間が住めますでしょうか。私は広野に今、住んでますけども、広野は避難解除されました。今帰ってきてるのは、1,500人弱です。何を言いたいかと言うと、みんな例えば双葉の人たちも、大熊の人でもあそこに帰れますよっつって、みんな帰りますか。私は帰らないと思います。私は、広野町はおそらく50%でしょう。楡葉で30%でしょう。富岡で10%だと思います。双葉郡という郡はなくなっちゃう。みんな、消防にしても、産廃にしても公益金でやっています。その負担というのは、おそらく広野町だけになっちゃうと思います。それをやるのには、早めに仮の町を双葉郡に作って、なんとかみんなで双葉っていう文字を残すのが、先決だと私は思います。以上です。

復興庁：復興庁でございませう。今の双葉郡内にということですが、長期避難者の生活拠点をどういうふうにしていくかということ、復興庁と福島県、住民の方はいろいろなところで避難されていらっしゃるの、その避難元の市町村と、避難を受け入れている受け入れ市町村。そういうところと協議しながら、どういうところで生活拠点というものを作っていくかという検討を進めさせていただいています。その中で、皆さんいろいろな場所で生活されたいというご希望がありますので、意向調査で、どこで住みたいというもお聞きしながら進めております。

その中のひとつで、広野町に生活拠点を作っていくということの議論が動き出しております。もっとほかのところも先行はしているんですけども、広野町についても議論が先

日から始まっておりますので、そこで生活拠点を作っていくということで議論を進めたいというふうに思っております。

環境省：ふたつ目のご質問で今、産業廃棄物というより何台通るかということなんですが、先ほどお手元のこのパンフレットでお示しましたように1,600万立方メートルから2,200万立方メートルという、かなり幅を持った数でございますし、まだ全体で除染が今、現在進行中で終わっておりません。従いまして、仮置き場もまだできない状況でございますので、どこの道をどれだけ通るかということに対して、まだまだ試算が実際できない状況でございます。従いまして何台、実際、いつ、どこを通るか、ひと言で大量だというのは感覚的に分かりますけど、何台通るかというのは大変申し訳ないのですが現時点ではまだ算定、算出できない状況でございます。

参加者：私はね、何を言いたいかと言うと、今、樫葉沖に、海上風力発電ありますね。きてますよね。樫葉沖に。風力発電ね。あれが127億かかってます。あの日も私、40分説明を受けて私が質問したのは、1時間半質問しました。なんの答えもない。最後に何を言ったかと言うと、もう造ってます。説明して、説明、現に説明してる時点でもう造ってるんです。三菱重工で。そういう経緯があるから、みんなね、今、質問したことに対して、ちゃんと答えられるようにしないと、この意味がないでしょ。違いますか。みんなそのあれを求めてんですよ。このみんなは、この原子力事故に、原子力事故に対して意見をぶつけてんです。それに今日、冒頭で私質問しようとしたのは、何を質問したかより、東電が来て最初に謝るべきだと思う。誰もが謝ってないでしょ、この原子力事故の。報道の段階では謝ってます。これ、地域住民の方に来て、ちゃんと謝るのが筋でしょ。私はなんでこんなこと言ってるか。私、大熊に土地持っていると仰いました。そこには、2003年4月1日から、双葉厚生病院に私の息子が勤めるようになった。だから言ってるんです。

環境省：今、例えば台数をなぜ答えられないのかというお話でございますが、台数が分かっておれば、例えば単純計算で、2,000万立方メートルで、1台で10立方メートル積みめば200万台という計算は出ますけど、実際、どこでどれだけというお話であれば、大変申し訳ないんですが、現在そういう数字は出せないのが現状でございます。申し訳ございません。

参加者：きのう勿来でも質問したんですけども、1人1回ということで、それにも関連のある質問だから、前置きが分かると思いますから。ただ、今日ご出席の皆さん、町民の方は分からないと思いますから、一応前置きも言います。きのうの説明では中間貯蔵の用地

買収は、つまり国道の東側っていうこと。西側は全然考えてないということでしたよね。で、大熊町もひとつといった考え方はいい。町の中で、町をなんで分断するのかなという疑問。ほかの今までの賠償とかなんかでは、町とかなんかで区切ってしまったね。今度はなんで、中間貯蔵の場合は町の中で分けるのかなという。そうなった場合、私のうちは発電所から5キロなんですけど、どういうふうに次の人生設計を考えればいいのか。例えば環境省さんでは27年何月に、こう、こうだこうだっていうプランが出来上がっている。片や復興庁さんにきのうの質問だと、まだ、なんにも分かってない状態。これバランス的に全然悪いですよ。

ということは片や物は、中間貯蔵は物は造る。で、候補地以外の私たちは、どうすればいいの。ただそのときのいろいろ地域振興とか復興とかって言いますが、それは戻られるようになってからの話。私たちは全然戻れないとした、なった場合、町が分断されるわけですよ。だから私は双葉町も大熊町もひとつのものとして一体として中間貯蔵を造るということに対して、一体として考えて、賠償ってこと、土地の賠償とその他の維持する部分も一体に考えてないと。候補地以外の町民はいったい、いつ、何を待ってればいいのかということ。そういう時間、無駄なエネルギーを使うんだったら、前の、今の質問の方と同じように、どっか違うとこにどうだっというひとつのアクション、つまり目標を設定して、同じ時間エネルギーを使うんだったら、そういうほうが私個人的にはいいのかなと思います。どんなもんでしょうか。私の質問は少し乱暴なのかな。今のこの、今日の会場では。お答えをお願いいたします。

環境省：お手元のこの白いパンフレットの17ページ、18ページをお開きいただけますでしょうか。この17ページ、18ページ、先ほど申しましたように、上側が海でございます。国道6号線から海側、東側に中間貯蔵施設をなんとかお願いしたいということでございます。それに対しまして、例えば6号線でなぜ町を分断するのかと、中には行政区、いくつかの行政区は、行政区自体がこの6号線の両側にまたがっていて、そういうのも、なんとか考えるべきではないか。つまり施設は施設であるんだけど、地域の特性と申しますか、地域のそういう一体性と申しますか、そういうものも考慮すべきではないかというお話だったと思います。

参加者：そうですね。全体としてなんで考えられないかなと。

環境省：そういうお話だと思います。ひとつ、この話もよくお伺いします。前の調査の説明会のときでもよく聞かされ、私自身がいろいろ聞かせていただいた質問だと思いますが、

こういう、ちょっとすいません、順番を追って説明させていただきますが、まずこういう事業をやる場合には、どこかで敷地境界が、これは出ます。どこで切っても、その事業自体の敷地境界というのは出るのをご理解いただきたいと思います。例えばもっと西で敷地境界を切ったら、なぜその敷地境界なのか、おそらくご質問はそうじゃなくて、それはそれであるだけけれども、もっとそれとトータルで考えるべきじゃないかというお話。例えばこの先の人生を考えていく上でどう、例えば敷地の中の人、敷地の外の人、それぞれ生き方あるだろうけど全体として考えていくべきではないかというお話だったと思います。それは私はおっしゃる通りだと思いますが、まずは先ほど申しましたように、こういう事業をやる時にはどこかで線引きというのは必要になってまいります。

従いまして、やはり、なるべく面積を少なくするという。迷惑施設でありますし、なるべく営々と築かれてきた土地をわれわれ譲っていただくわけですから、なるべく少なくしていくというのもひとつの方法であろうかと思えます。ただし、先ほど申されましたように、じゃ、それだったら例えば地域、行政区で区切ったらどうかというご議論も出てくるのは十分承知できます。しつこいようですが、やはりどこかでエリアを区切らないといけないというのもありまして、この写真を示させていただいたわけでございます。

それと、一体として考えるというお話ですが、一体として考える場合のお話、町の例えば将来の姿ですとか、あるいは生活のあり方ですとかというのもございますので、それは町の方の計画、復興計画。これは復興庁の方と町の方、いろいろ検討されているとお聞きしました。その中で議論をさせていただくことになるのではないかと考えております。

復興庁：町の全体の復興に向けてどういうふうに進めていくのかということだと思います。今、まずひとつは町との間で、復興計画どう作っていくかという議論を、それぞれ双葉町、大熊町さんそれぞれとわれわれは議論をさせていただいています。大熊町さんであれば昨年、復興まちづくりビジョンという形で、大熊町の復興に向けての段階的なステップへのビジョンというのを出示していただいています。それを踏まえて今年度、町の復興計画の議論をしていくという形になってございますし、双葉町さんのほうも町づくりの委員会の中で、今後の双葉町の復興についての議論をしていくということになってます。

こういう中においてわれわれ復興庁もそこへ一緒に入って行って、ご一緒になって検討に参画しながら進めていきたいというふうに思っておりますし、それからまた国としても、この地域の産業再生のあり方はどういうふうにしていくのかということについて、研究会を設けて議論をしているところでございます。この議論が6月、今月に、そのとりまとめが出てくるという予定になってございますので、そういうものも含めながら、地元とよく

ご相談しながら町の全体の復興というのをどう考えていくのかということは、できるだけ分かりやすいような形ではしていきたいというふうに思っております。

参加者：ただ今いろいろ中間貯蔵施設についてはいろいろ出ておりましたけれども、まず、政府は30年以内に県外に持っていくというようなことを、前政権もそのようなことをおっしゃってました。しかし私はこれは不可能であろうと思っております。過去にも高知県の東洋町、皆さんご存じの方もいらっしゃると思います。高知県の東洋町、そして鹿児島県の大隅町、そして北海道の幌延と、全て拒否されております。東洋町に至ってはリコールによって町長が失職しております。そういうところで政権もいよいよ尻に火がついてきたのかなと。

6年後には東京オリンピックというのが控えておるわけですね。このような状況下において世界中からお客さんをお迎えすることなどできるわけはありませんね。そこでおそらく使い道のできる、自由度の極めて高い交付金というものを皆さん方が出してきたと思うんです。政府が出してきたと思うんです。しかしこの極めて自由度の高い交付金というのは、時の、時代の権力者とゼネコン、そして政治家との癒着を招きかねない。そしてそれを監視する機関の議会がまったく機能しない、というこのような状況を招きかねない。

ですから、今までいろんな補助金が出ております。しかし、今度の、もし、この特別交付金というものをを出していただけるのならば、今までの交付金以上に厳しいたがをはめていただきたい。なぜならば、先ほど申した通り、これは、時の権力者とゼネコン、政治家との癒着の、これが目に見えたからです。この交付金はもう中間貯蔵施設ができれば、そこから出ていかなきゃいけない住民が間違いなく出てくるわけですよ。ところが最近の、2～3日前の朝日新聞ですか、これを見ますと、もう、その候補地の皆さん方にですか、現金給付はしないと。すでにこのことは両町に伝えてあるという報道がされております。われわれのここ、われわれにはなんらそういう情報は入ってきておりません。ですから、これは再度申し上げますけれども、その候補地の皆さん、建設候補地、予定地の皆さん、また帰還困難区域の方々に使われてしかるべき交付金であろうと私は考えております。皆さんいかがですか。

それともう1点。中間貯蔵施設以外、すなわち6号線から西側。今回のこの復興策でも帰還困難区域、西側の部分については、ざっくりとした説明しかなされておられません。本当に真剣に復興庁、環境省は考えているのか、また、国、政府ですか。昨年12月、政府高官が来て、慰謝料の一括700万円の、一括払いですか。これを約束なさっていました。これでこの交付金は終了なのか、率直にお答え願いたいと思います。以上です。

環境省：今、極めて自由度の高い交付金としてご説明した内容についてご質問がありました。先ほどご説明をしましたように、例えば、結びつきを維持するための支援をやることを考えておりますけれども、ちょっと誤解があるかもしれませんが、おそらくゼネコンがやるということはないだろうと、まず思っております。それから、実際に中間貯蔵施設ができますと、評判が悪くなるとかいろいろなことは確かに想定されます。そういうことに対して少しでもリカバリー、もしくは少し補えることができるようなものに使えような交付金を新しく作りたいと考えております。どういものがふさわしいのかというのは、やはりこういう場で、皆さま方のご意見も含めて、伺いつつ、われわれもそういうものができるだけ改良をしていきたいと思っています。

先ほどのゼネコンうんぬんについては、中間貯蔵施設を造るときには土木工事が発生します。物を造りますんで。そこは建設会社が受注をされることになろうと思っておりますけれども、おっしゃる通り公共事業に限らずですが、国民の税金を使ってやることですので、きちんと使うというのは当然のこととして予算の執行も含め、適切にやっていきたいと思っています。

資源エネルギー庁：今、自由度の高い交付金のお話と、それから東京電力から支払われる損害賠償の700万という話と両方出ましたので、後半の賠償のほうを私のほうからちょっとお答えいたします。

ひと言で言いますと交付金は、国が今回の公共事業に対していろいろな形でお支払いするもの。それから、700万という数字出ましたけれども、東京電力がお支払いするのは、言葉は精神的損害というふうに難しくは言っておりますが、いわゆる慰謝料に当たります。それで、今現在も基本的には月10万円の慰謝料をお支払いしています。これは避難に伴うものとして、やはり避難の期間が長くなればその分延びていくわけなんです。700万の慰謝料のことにに関して申し上げれば、これは文部科学省のほうの審査会で今回決まったことですが、避難が、帰還困難区域に関しては、これは申し訳ないんですが、かつ大熊・双葉の町に関しては、全域が当面戻れるかどうかは確かじゃないと。従って、毎月いくらというので、ずっと期間で払うのではなくて、これまでお支払いしてきている6年分に加えてプラス700万。これをお支払いするということになってます。

これ以外に慰謝料が全くないかということでは、私、別にそこまで強く言うつもりはございません。しかし、これまで月ごとに、長さに応じてお支払いしているのは、もうそれはやめて、もう将来の分まで含めて700万お支払いするということが今回決まって、今、

これはもうお支払いをさせていただいている状況でございます。交付金とはちょっと別の話になりますので、あえて私も混同したいわけではないんですけども、それは別のものがございます。将来の分も含めて今回700万ということでお支払いしているものがございます。

参加者：すみません、ちょっと方向というか、今まで説明された中で説明が下手で分からないです。それで、町への説明の中で、先ほど言われたように10ページの辺かな、2,200万立米の土壌を施設までに運ぶまでですよね。そういう中で、トラックとかそういうのの数字が今、言えないと。町中を走るわけですよね。毎月、毎日何百台か、何台、1,000台ぐらいですか、分からないですけど。なぜ今そういうことが分からないで説明をされるんですか。それがひとつ。

それと、そういう形にして町中を走る中で、町民というかそこに住んでる人、県民かもしれません。健康管理だとかそういうことが31ページには記載されていないんですけど、そういうの健康管理なりサーベイ、環境のモニタリングはどういう形でやられるんですか。

いや、もうひとつ。このコピーの方。2ページの補償関係なんですけど、米印の1番、市場価格は調査する土地の近くにある類似した土地の取引事例を参考にするとあるんですけど、今うちの周りでは取引できない状態なんで、これはどういうことを言っているんだか、ちょっと説明していただけますか。

また4ページの将来使えるような土地の今現在分と書いてあるんですけど、それは何を言ってるんですか。もう少し具体的に。そういう形にして、建物の移転料、再構築するものと想定した費用を算定して適正にお支払いしますと。時間がたてばたつほど家が少しずつおかしくなっていく中で、今ネズミにやられる、雨にやられる、風にやられると、いつの段階でこういうことを言われてるのかわからないです。そういう中で、売却合意後にそういうことを示すわけですか。なんでその前に示していただけないんでしょうか。聞いてみたいんですけど。

これをみんな全体の話で今の中で意見を言われたような形で、総合的に私は土地を売りたいと。何も考えていないであと半年後に中間貯蔵施設を造りたいんだという話じゃなくて、評価をするためにもう少し丁寧に説明していただけませんか。そういうことによって、町に何十台、何百台、何千台というトラックが入る中で、その町全体の補償はどう考えてるのか。先ほど意見がありましたように、区画で分けるんじゃなくて町、大熊町、

双葉町の中にそういうトラックが通る、人間が住める状態じゃないですよと、そういう中での補償はどう考えてるのかっていうのをお聞きしたいんですけど。

環境省：すみません、説明が舌足らずの面もありまして、それはご容赦いただきたいと思えます。

まず運搬台数が分かる、分からないのは、単純計算では出ます。例えばさっき言いましたが、2,000万立方メートルで1台10立方メートル詰められると思いますが、10立方メートル詰めるとしたら200万台になります。ただ、まだ仮置き場ができていない状況で、各福島県内の市町村で仮置き場がまだできておりません。従いまして、どこかの仮置き場にどれだけの土が、いつ出るかというのは分かりません。そういう点もありますので、どれだけの台数だと、これは大熊だけでなく双葉も両方なんですけど、はっきり申し上げられない状況でございます。

それと、いろんなルートがございますので、いろんなルートを通らないといけない、それはふたつ目の質問と関連いたしますが、当然通る沿道ではモニタリングが要ると思えます。従いまして、モニタリングができる道路、モニタリングができない道路。例えばモニタリングができるとしても、近くに学校があったら通れないということもありますので、それひとつひとつ、つぶしていく必要があると思えます。この道路だったら通れる。例えばこの道路だったら何時から何時の間は交通量が多いとか少ないとか、そういうのを1個1個潰していけないといけませんので、台数も分からないというのもそこに関連いたします。

また、モニタリングにつきましても。

参加者：ちょっとすみません。大熊町と双葉町のことだけで結構ですから。どこのルートを通るのか。ほかのところは結構です。学校の前を通るなんて、今、学校開いてませんから、大熊町は、いいですか。それは全部、県のやつが全部、大熊町と双葉町に集合するんですよ。1日だから何回、どういうルートを通るかぐらいは検討してるでしょ。

環境省：1日何回かというのはまだ検討できておりません。仮置き場がどれだけあるか分からないと。で、最終的に仮置き場いっぱいあります、全ての仮置き場は同時にできませんし、全ての仮置き場から同時に搬出というのはまずあり得ませんので、そうするとどこから何台、どこから何台というネットワークの構築をきちんとやらないと交通量が流れません。それは血管が、毛細血管から普通の動脈、あと大動脈とこうなっていくって、おそらく大動脈の先が双葉、大熊。だから、そこの台数、分からないのかっていうお話だと思いま

すが、毛細血管からどれだけの血が流れてくるかまだ分かりませんので、大変申し訳ないです。

ただし、ちょっとすいません、ただし幹線道路、おそらく今の私の想定では幹線道路、常磐道あるいは一部の国道6号という道路がメインになろうかと思っております。先ほどもありましたように、例えば288とか実際道路ありますけど、かなり狭小のところがありまして、例えば冬通れるのかというのがありますので、かなりの幹線道路、つまり縦の幹線道路を使って入っていくことになるのではないかと。これはあくまで今のところの私の類推でございます。

あと、こちらの資料について補足説明させていただきます。

環境省：補償の関係で分かりにくい点がありまして、大変申し訳ございません。

まず、このぺらぺらの紙のほうの4ページ目ですけれども、左には土地についてという欄があって、左下にグラフがございます。今の時点は確かに使用ができないということになっている。土地の価格の設定にはいろいろな考え方があると思いますけれども、使い勝手とかそういう観点も、土地の鑑定評価に影響を与えますので、今の時点では使えないけれども、将来のある時点で使えるようになることを勘案して価格は決定をしましょうという考え方になります。

それから、市場価格というのは、これは2ページ目です。市場価格を算定してと書いてあるが、今、周りには市場はないではないかと。それはおっしゃる通りなんですけど、2ページ目、3ページ目では、基本的な価格を設定するときの考え方をご説明をしています。今回のケースについては、最終的には不動産鑑定士がやることにはなりますが、近傍というのはすぐ隣の家とかということではなくて、福島県内の取引事例なども幅広く参考にした上で考えていくと。そのほかにも将来の復興の様相であるとか、いろいろな要素が絡んできますので、通常の公共事業にはない難しさがあるとも聞いておりますけれども、基本的な考え方としていろんな事例を考えながら総合的に勘案して価格を決定していくということになります。

参加者：全然答えになってないってんです。じゃあ私たちは何を基準にして考えればいいんですか。例えば、なんだろう、環境省でやる、じゃあはっきり田畑、山林と、それから建屋は、今、考えてるのはどのぐらいの補償を考えてるんですか。

環境省：実は今回、事業の説明会ということで、実際、土地のだいたいの、きのうも質問が出ましたけど、どのぐらいの相場観を持てばいいのかというお話だと思えますけど、これは実際に調査をしないと分かりません。すいません。

それで、こちらの33ページをお開きいただけますでしょうか。今回、この中間貯蔵施設の、お集まりいただいておりますのは中間貯蔵施設の敷地の中に土地の権利等をお持ちの方以外にも、広く全町民の方にお声を掛けていただいておりますが、この中で、今後の進め方、33ページでございますが、この中で住民説明会、5月からというのは今開いておる説明会でございます。それから県および両町の受け入れ是非の判断というのがあって、その次、用地の取得というのがございます。ここから用地の取得が始まるわけでございますが、それに先立ちまして、まずどんな地権者がおられるか、われわれ全然情報がございませんし、その地権者の方がどこにどんな土地をお持ちか、例えばどこにどんな家をお持ちか。先ほど言いましたように、家でも付属の工作物がございます。あるいは家の中にある動産がございます。そういう情報を全然持ち合わせておりませんので、土地については実際に例えば建物、持ち主の方の立ち会いの下に、中の調査をさせていただかないと、建物それと中の動産の価値というのは出せない状況でございます。

それと、土地の所有者につきましても、われわれ全然情報を持っておりません。これは町のほうのご協力がないと、次のステップになりますけど、そういうのがないとできませんので、現在どのぐらいの価値だとか、どのぐらいの相場観だというのは申し上げるわけにはいかないのが現状でございます。

参加者：それじゃ最後に、時間がなくなってきたんで。今、これはこういう価格っていうのはいつ分かるんですか。この今から最後の33ページだけれども、この半年で土地の取得、みんな土地を買うとかみんな入ってるわけですね。それと、地権者の交渉に入るわけですよ。その前に今たまたまここに偉い人が2人いらっしゃいますけど、町の判断ももらうわけでしょう。今度、町長は地権者に聞きたいっていう話になるわけでしょう、判断するために。堂々巡りで、なぜ言えないんですか。

環境省：堂々巡りと申しますか、やはり手順としまして、今回、お集まりいただいた趣旨が町の全体像に大きなインパクトを与えるということで、皆さん平等に、敷地の中、外、関わらずこういう説明会を開催させていただいております。

それと、用地の手当ても、これ説明が下手だったかもしれませんが、全部が一遍にこれだけ広い土地ですのでできるということはありませんので、徐々に手当てをしていかな

いといけない。そこの手当てできたところから設計して、工事に入るというようなことを考えてございます。

それと、もう一度申しますと、あくまで地権者の方の同意が要ります。地権者の方の同意がいるのと、地権者の方の情報が要ります。われわれ地権者の方に直接アクセスできるすべを持っておりません。それと、その地権者の方がどんな土地をどこに持っておられるのか、それで建物はどんな状況か、建物の中の動産はどんな状況下というのを調べさせていただかないと算出できないというところですので、最終的には地権者の方のご了解を頂いて、それから用地の取得に入るということになります。

ただし今おっしゃいました、もう時間がないんじゃないかというお話ですが、これは一遍というのはなかなか難しゅうございますので、用地の手当てをなるべく早く、できたところから搬入を開始したいということでございます。

参加者：ちょっと今までの中で疑問が感じましたので、いつつほど質問させていただきたいと思います。

この中間貯蔵の説明会ですが、次の判断として県と町、双葉、大熊の町の判断で決めるということになってますが、これで本当にいいのかっていうことなんです。わざわざ住民説明会をして、そして設置する、設置しない、その判断は県と町に任せていいのか。最終的にはやはり国でしょう、これは。住民の皆さんが設置したくないとなれば、大多数であれば設置しないだろうし、設置してもいいとなれば設置する。これやはり国がちゃんと責任を持ってやると言ってるんですので、県とか町に預けるのではなく、ボールを投げたからもういいんじゃないようお願いしたいと思います。

それからふたつ目ですが、環境影響評価関係です。環境アセスについては、最終処分場は法制化されてますよね。中間貯蔵についてはありません。だけど国は、前のになりますけど、今の自民党じゃないですけども、中間貯蔵についても環境アセスはしっかりやりますよと県に申してますよね。国会でも質問された。それで日本の場合は春から冬まで、特に四季があります。すなわち1年間はあるわけですが、要するに、これ言っているのかちょっと悪いですけど、環境アセスを判断するのは環境省ですよ。で、自分が実施して、自分が判断するという、これはちょっとおかしいことなんですけど、できたならば、評価書を作って町に縦覧をして、住民の方に縦覧させなきゃなりませんよね。そういう流れになってますよね。それが実施したのかどうか。ちょっと私も離れてるもんですから、この縦覧をした覚えがまだありませんので、そこの辺をお聞きしたい。

それから環境影響評価については、やはり日本の四季があるんで1年から1年半、普通早くても1年半と言われてました。私、今まで申請するときに。それがもうこういう説明会まできてるといのは、どのようにしてできたのか。そこも2点目としてお聞きします。

それから、中間貯蔵施設を造りまして、双葉町の一番最初、質問した方も言っていましたけども、あとからまたそれを掘り起こして最終処分場に持っていくなれば、やはりその施設で働いてた人たちに2次被曝も可能性、ありますよね。また放射性物質が飛散するという、そういったデメリットがたくさんあると思うんですよ。ですから、できれば最終処分場を県外に早く決めて、そっちに持っていけば1回で済むわけです。ただできないから今こうやってるんでしょ。

で、法整備すると言っても、憲法、今、改正とか言ってますが、法律等につきましては、あるいは町の条例にしても、それは現在生活する上でベターだということだけであって、これが正解ということではないんです。ね。何年間も、あるいは毎年法律改正とか、条例改正をして、その状況に合ったもので改正していったのが現行です。今、法律でこの中間貯蔵、30年したら県外に持っていくっていうのを法制化しますと言ったって、法改正されたらまたここになっちゃうでしょ、できなかつたら。そういうことが必ず30年後に私、あると思います。造ったら。

ですから、その辺を正確に回答をお願いしたい。あと4つ目ですが、簡単に申します。6号国道から東側をしたとしても、中間貯蔵にしたとしても、今の状況を考えれば双葉町、大熊町は、町なくなると同じになりますよ。地価だって下がってしまいますし、じゃあほかの西側の地区が土地を売買しようといったって、買う人なんか誰もいなくなりますよ。利益絡んでやる人は要るかもしれませんが。そういったことで、双葉と大熊全地域を考えた計画でなければ、やはりこれは難しいのではないかと。あとで必ずしこりが出てくる。その場しのぎで進んでいけば、必ず。1年早く進めようとしたらば、その1年が10年間遅れると。そういうような形になってくるのではないかなというふうに考えてます。

それから最後、いつつ目ですが、横長の8ページに生活再建があります。極めて自由度の高い交付金を措置します。今でも資源エネルギー庁の方もいますけども、原子力だつていうと特別だつていうことで、いろいろな交付金を交付していただきました。しかし自由に使える交付金ってありました、必ず今ですと5月の連休ごろですが、会計検査院という組織があります。ありますよね。これで何日もかかって町は検査されるんです。自由に使っていていいと言われても、自由になんか使えないんです。縛られて。で、最後は新聞に「あの町で何億とか何十億が無駄遣いだった」って全国のですね、されてますよね。そういう別途で、あるいは返還というものが出てきます。そんな簡単に使える交付金なんてありま

せん、今までだって。今度は自由に首長さんに、例えば 10 億円あげますから自由に使っていいですよ。町民の幸せのために、今後は町民の幸せのために使ってくださいというように、そういう形になるのかどうか。そこら辺は明確にしていなければというふうに思います。

あと最後なんですが、一番最初に説明した、やはり説明会が終わって、今造ってくださいと、お願いしますと今説明されましたけども、最初にちょっとこれはね、やはり地域住民の声を最大限聞いて、そして判断、最後は国で判断してください。以上です。

環境省：最初と最後の質問と言いますかご意見が同じで、最後は国が責任を持って判断すべきだと。まさにおっしゃる通りで、最後は国が責任を持ってこの施設を建設し、管理・運営、用地の手当てもするというございます。ただし両町にもやっぱりご協力と申しますか、受け入れと申しますか、それがないとできないのは当然でございますので、最後は国が責任を持って行うということございます。

それと環境について。環境については、本事業はいわゆるアセス、環境アセスメント、環境影響評価はどうなのかというお話ございます。ご指摘の通り、本事業は環境影響評価法の対象ではございません。ただし本事業、非常に大規模な土地の改変、あるいは中での作業を伴うということですから、当然、環境の影響を最小限にするということは講じていかなければなりません。実際、環境影響評価に準じる調査はすでにやっております、それともうひとつ、調査も四季を通じて現在も進行中ございます。例えば水ですとか、動物ですとか、そういうのも進行中ございますので、同様の調査をして、その結果影響を把握して、影響を開示する、最小限にする、あるいは代替措置を設けるというような環境保全対策を講じて、これはいくこととしております。

それと、最終処分場にしても中間貯蔵にしても、施設で働いてる人の被曝あるいは物質の飛散、そういう問題があるのではないかと。そういう点を極力少なくしないといけないのではないかと。これはおっしゃる通りでして、そこで働く私どもも含めまして従業員の被曝の管理をきちんとやっていくと。これは間違いございません。きちんとやっていこうというように考えてございます。

それから、先ほどのご質問と関係ございますが、国道 6 号から東は中間貯蔵施設けれども、やっぱり町全体として中間貯蔵施設、それ以外のところも一体として考えた将来の計画にすべきではないかというような先ほどのご質問と同じでしたが、復興庁のほうからお応えいたしましたように、町のほうの復興計画と連携するような形で国としても支援をしていくということございます。

それと今、自由度の高い交付金、これは会計検査、別に町だけではございませんで、われわれ環境省も、復興庁も、経済産業省も、全て会計検査、受けることになっておりまして、厳しい査定もございます。当然そういう会計検査の指摘を受けないような、報告事項にならないような、交付金だけではなくて全ての予算について、きちんとしていかないといけないのは当然でございますので、その辺りのご指摘はきちんと守っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

参加者：今朝の新聞見ましたら、5,000万までは税金がかかりませんよという話が出てました。特別に5,000万までというような話だったかと思うんですが、通常、公共用地の買収であれば5,000万まで税金かからなくなります。その5,000万というのが独り歩きして、5,000万でどうしたというようなことにならないようにしていただきたいなと思います。通常の住宅であれば5,000万という額はかなり大きな額かと思うんですが、農家住宅ですと面積も広いですし、建物もいっぱいあります。住宅だけで5,000万は軽く超えてしまうんじゃないかなと、そのように考えております。

それから買収の価格についてですが、将来どうのこうのと。将来は中間貯蔵施設になるわけですよね。最重要施設じゃないかと。それに対してどのぐらい利用価値があるか、そういうものも加味して、最低でも事故がなかったものとして見ていただきたい。まとまった面積を中間貯蔵施設として使うわけですから、その辺も含めて検討していただきたいなと思います。

尖閣諸島をいくらで買ったかは知りませんが、あの土地、価値があるからあれだけのお金を出したんですよね。中間貯蔵施設もそれなりの価値はあると思うんですね。今も造る、造らないの議論してますけど、その次は造る、で、買収って話になってきますので、そのときは是非、その辺を考えていただきたいと思います。質問じゃなくて意見として終わらせていただきます。

環境省：今のお話は5,000万、公共事業の場合は5,000万まで税金の控除があるというお話でございました。これは通常の公共事業、先ほどこの資料でご説明しましたように、損失補償につきましては通常の公共事業、いわゆる公共事業の考え方に基づいてやりますので、5,000万までの租税特別措置法に基づく免除が適用されます。

それとご意見ということですが、中間貯蔵である、特別な価値があるから、そういうような見方もあるのではないかというご意見でございました。大変申し訳ないんですが、私も現在ここにお示ししております、やはり土地については現在使用できない状況にござ

いますが、将来、避難指示が解除され、復旧・復興が図れることを見込んで将来使えるようになる土地の、今現在の価格として評価額を算定させていただきたいと思っております。

以上